

令和6年度 丹波篠山市獣がい対策支援員募集要項

1. 業務の内容

丹波篠山市では、人口減少・高齢化の進行する集落に対し、野生動物による農作物被害軽減（以下、「鳥獣被害」という。）のための確実な技術や方法を普及して、鳥獣被害に強い集落づくりを進めながら、多様な人材の参画を促し、地域を元気にする「獣がい対策」の推進を目指している。

市内を拠点として「獣がい対策」の推進活動を行う特定非営利活動法人里地里山問題研究所と連携し、以下の業務を行う獣がい対策支援員を募集する。

- ① 活動エリアにおける鳥獣被害や被害対策の実態調査
- ② 調査結果を踏まえた活動エリアにおける自立的な鳥獣被害対策にむけた計画策定
- ③ 策定した計画に基づく事業を実践するためのコーディネート
- ④ 担当する活動エリアで既に取り組みされている事業の実施と改善
 - ・ 「さく×はた合戦」や「さく×はた合戦」の運営（活動エリア：畑地区）
 - ※さく×はた合戦とは… 畑地区で開催。集落にある収穫されない柿を求めてサルが来る前に柿を収穫するイベント。例年10月頃に実施。
 - ※さく×はた合戦とは… 畑地区で開催。集落が管理する獣害防護柵（山中や山裾に設置）の点検や修繕が負担となっており、都市住民等（関係人口）が参加して集落住民と共に獣害防護柵の点検や修繕するイベント。最近では6～7月頃に実施。
 - ・ 関係人口が集落の様々な行事に参加するなど鳥獣被害をきっかけに地域活性化に取り組む事業の実施（活動エリア：西紀北地区）
 - ・ 関係人口を巻き込んだ獣害防護柵点検
 - さく×はた合戦をモデルに、関係人口が参加して集落住民と共に獣害防護柵の点検や修繕する事業

2. 獣がい対策支援員要件

次の要件を満たす者

- ① 心身ともに健康で地域活性化等の活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる者
- ② 令和6年4月1日時点で、年齢が18歳以上の者
- ③ 本市外に居住する者にあつては、本市に生活の拠点と住民票を移すことができる者
- ④ 委嘱期間を全うする意思のある者
- ⑤ 地方自治法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- ⑦ これまで丹波篠山市地域おこし協力隊及び丹波篠山市地域再生協働員に委嘱された事がない者

3. 募集人数 2名

4. 活動エリア（予定） 丹波篠山市西紀北地区、畑地区

5. 身分等

「丹波篠山市委託型獣がい対策支援員設置要綱」に基づき、市長が委嘱。

獣がい対策支援員は、市の委嘱を受け、役務の提供等の対価として報償費及び活動助成金の支払を受ける。獣がい対策支援員と丹波篠山市との雇用関係はない。

6. 委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

※最長で2年間（令和8年3月31日まで）継続可能

7. 活動日数等

活動日数や活動時間は、当初の活動計画、委託契約に基づいて決定するが、提案事業の活動内容によって異なる。

※活動日数：最大260日（土日祝含む、およそ週5日、8時間/日換算）

受入先：特定非営利活動法人里地里山問題研究所（兵庫県丹波篠山市味間新315）

8. 報償費及び活動助成金

活動の対価として、報償費及び活動助成金を支払う（年額上限3,792,000円）

(1) 報償費

1時間あたり1,150円を基準に活動時間に応じて算出し、一年の総額が2,392,000円を超えない範囲の額とする。

※活動日報及び活動月報を作成して毎月1回提出すること。

(2) 活動助成金

以下の対象経費について活動助成金を支払う（年額上限1,400,000円）。

- ①住居、活動用車両等の借上費
- ②活動及び通勤等移動に要する経費
- ③作業道具、消耗品等に要する経費
- ④関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費
- ⑤研修受講に要する経費
- ⑥活動に必要となる研修、資格取得等に要する経費
- ⑦活動に必要となる環境整備に要する経費
- ⑧外部アドバイザーの招へいに要する経費

9. 応募期間

令和5年9月29日（金）まで（必着）

10. 選考方法

書類選考のうえ下記の試験を随時行い（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施方法を変更する場合あり）、業務執行適格者に当該業務を委託する。

① 面接試験

② 小論文（1,000字程度）

※ 小論文のテーマ：地域住民にとってマイナスな気持ちになりがちなイノシシ、シカ、サルなど野生動物による農作物被害をプラスに変えて、地域を元気にする方法を、自分なりの考えで述べること。様式は問わない。

※ 採用適格者の応募があった場合、上記の応募期間を短縮することがある。

11. 応募書類

応募用紙(写真貼付)を丹波篠山市役所農都創造部森づくり課へ提出すること。

様式は森づくり課ホームページにて公開されているものをダウンロードすること。

※ 提出書類は返却いたしません。

※ 連絡用に携帯電話及びEメールアドレスも記載のこと。

12. 留意事項

令和6年度に実施する事業のため、議会で当該予算が可決されることが事業実施の前提となります。